



BOIは事業運営の便宜を図るため、 被奨励の外国法人に 事務所用地と住居用地の所有権 を付与する

1

払込資本金は
5,000万バーツ以上

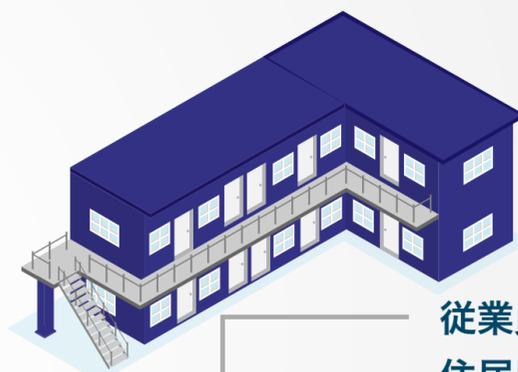
2

投資奨励のステータスが終了した場合、
土地を1年以内売却または
譲渡しなければならない

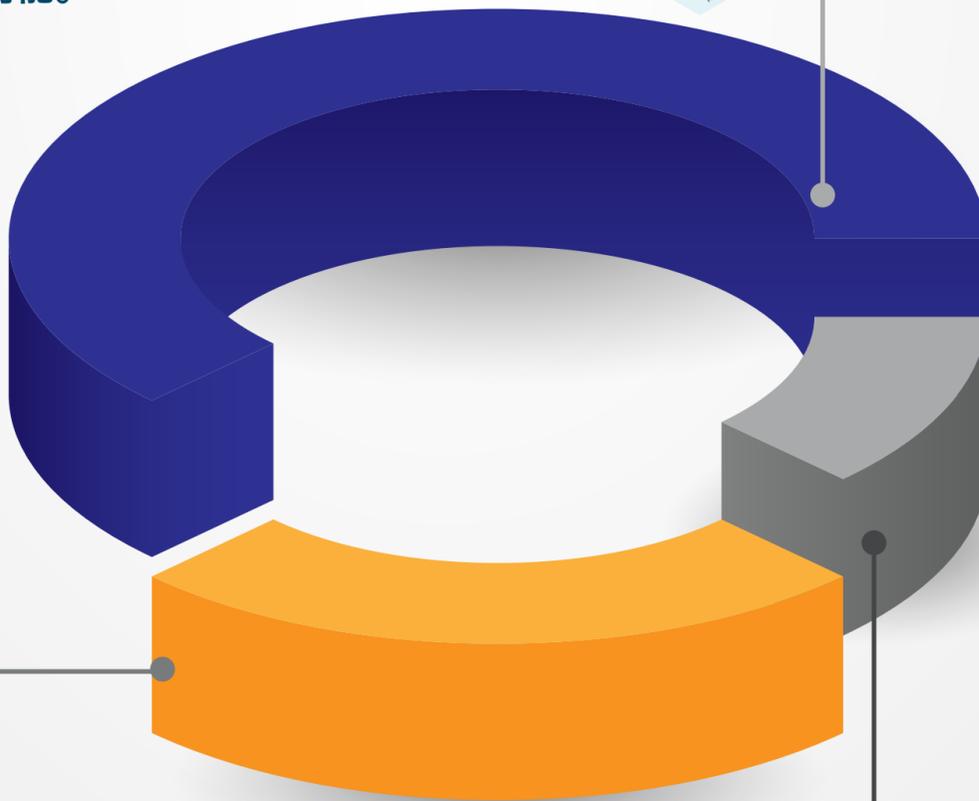
3

土地所有権の面積

※事務所用地および住居用地は工場敷地内、
敷地外のいずれも所有権付与可能。



従業員の
住居用地は
20ライ以内



事務所用地は
5ライ以内



管理者または外国人専門家の
住居用地は
10ライ以内

※1ライ=1,600平方メートル

2027年の最終営業日までに
申請すること